監査報告書

※計算関係書類・財産目録及び事業報告等の監査報告を一本化した場合

令和○○年○○月○○日

社会福祉法人○○○会

理事長　○○ ○○　様

監事　○○ ○○ ㊞

監事　○○ ○○ ㊞

私たち監事は、令和○○年４月１日から令和○○年３月31日までの令和○○年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

１　監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

２　監査意見

①　事業報告等の監査結果

一　事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二　理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

②　計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

（参考）

|  |
| --- |
| 計算関係書類・財産目録の監査 |

監事は、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない（社会福祉法施行規則第２条の27及び第２条の40第２項）。

・監事の監査の方法及びその内容

・計算関係書類及び財産目録が当該法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

・監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

・追記情報（会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類及び財産目録の内容のうち強調する必要がある事項）

・監査報告を作成した日

|  |
| --- |
| 事業報告等の監査 |

監事は、事業報告等（事業報告及びその附属明細書）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない（社会福祉法施行規則第２条の36）。

・監事の監査の方法及びその内容

・事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見

・当該法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実

・監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

・内部管理体制の整備に関する決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要（監査の範囲に属さないものを除く。）がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由　※初年度は該当なし

・監査報告を作成した日